

令和6年第1回定例会 文書質問
西の原 ゆま 議員

回 答 書

I 教師不足・働き方について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1、教員不足について (1) 区内で小中学校の教師不足が、子どもたちの学びの保障ができない状況であるくらい深刻さを増している。東京都教育委員会は、今年度の都内公立小学校の教員不足数を4月の始業日で80人程度、9月1日で140人程度、3学期当初は160人と公表しているが、この人数は教員や保護者などから実感と比べ少なすぎると言う声があがり、共産党都議団が区市町村に対し調査を行った。都内60自治体から回答があり、教員不足の合計は、4月始業日で1482人の正規教員が不足、臨時的任用教員と時間講師などを補充してもなお、238人、9月1日で284人と、都教育委員会発表よりも3倍もの不足が生じている事が明らかになった。なぜ、都教委の人数が小さいのかというと、産休育休代替教員が確保できなかったことによる不足が含まれていないことによるもの。つまり、238人のうち、約80人が退職や休職、急な学級増を補充できない事による不足、残りの約160人は産休育休代替教員の不足という事になる。足立区では新年度において、小中学校の不足している教員（産休・育休代替教員の不足の部分も含める）は今現在何人になるのか。 また、区内においても実技教科の教員が足りず、昨年度は、他校から正規の教員を派遣し、授業を行ってきた実態がある。これまで授業確保のため、それぞれの学校で教科指導のために授業を確保できない理由により、勤務校でない正規職員を他校に派遣し、授業の保障、授業時数を確保した実態は何件あるのか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>まず1の(1) 令和6年度、足立区において、小中学校の不足している教員（産休・育休代替教員の不足の部分も含める）は今現在何人いるのかとのご質問にお答えします。 3月21日現在の数字でございますが、令和6年度は小学校の産育休取得予定者110名に対し、13名の代替者が決まっております。中学校では34名の産育休取得予定者に対し、3名の代替者が決まっております。</p>

続きまして、これまで授業確保のため、それぞれの学校で教科指導のために授業を確保できない理由により、勤務校でない正規職員を他校に派遣し、授業の保障、授業時数を確保した実態は何件あるのかとのご質問についてお答えいたします。

足立区では、令和5年度は勤務校ではない正規教員を他校に派遣しなければならない状況は発生いたしませんでしたが、令和4年度に技術科の教員未配置校が2校発生いたしました。未配置校に対しては、都教委からの通知に基づき、巡回指導で対応いたしました。令和6年度も技術科の教員未配置校が1校発生してしまう恐れがあります。技術科の教員不足は全都的な課題となっており、巡回指導で対応している自治体もございます。

なお、正規教員を他校に派遣している学校（いわゆる派遣元の学校）に対しては、本務校の校務分掌等に影響を及ぼさないよう、加配教員1名が措置されています。

(担当所管：教育指導部 教育指導課)

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>(2) 教員を派遣する学校は、他教科の教員加配が行われ、教員配置の不足になることはないとしている。しかし、正規の教員が勤務校ではない学校へ移動し、そして勤務校でない生徒たちに授業を行うということが負担であると考え。授業を行うことは、定期的にテストを行うため、テスト作成をし、丸つけをし、成績をつけ、生徒にフィードバックすることも含まれるのである。特に実技教科（技術・家庭科・美術）の授業で作品を作るとき、授業内で作品を作られなかった生徒は、放課後に集まって作品作りを行うこともある。自分の納得がいくまで作品に向き合う生徒もいて、放課後の時間も生徒にとっては大事な時間である。のこぎりや釘と金づちを使って作業することもあり、安全面に配慮しなければならない。派遣された教員はもちろん授業だけの指導だと予想するが、放課後の指導は誰が見ているのか疑問である。</p> <p>正規の実技科の教員は、授業以外にも校務分掌があり、授業時数が少ないために、仕事量が多いものを任されることがある。今後、実技教科の教師の確保が難しい場合は、どのように対応していくのか教育委員会として対策や改善への具体的な手立てを明確にすべきではないか。</p>
<p>回答 ②</p>	<p>1の(2) 今後、実技教科の教師の確保が難しい場合は、どのように対応していくのか教育委員会として対策や改善への具体的な手立てを明確にすべきではないかとのご質問にお答えいたします。</p> <p>教員の確保や配置については、任命権者である東京都教育委員会の責任においてなされるべきものと考えております。区教委といたしましては、実技教科教員の確保について、教育長会や教育指導室課長連絡会等のあらゆる機会を捉えて今後も引き続き強く要望してまいります。</p> <p>(担当所管：教育指導部 教育指導課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>(3) 日本共産党国会議員団が2022年に行った「教員不足緊急アンケート」の寄せられた声には、「今抜本的改善をしないと、全国の学校が崩壊します。あとから騒いでも間に合いません。これ以上子どもたちを泣かせないでください。現場の声を突きつけてください。」(小学校教諭・30代)</p> <p>「今の学校で必死に働いている人への対応がないから、どんどん離職するのは。私も続けたいが核家族家庭で、息子を育てながら激務をこなせません。子育て支援がないと子どもが小学生になったときに、自分の子を犠牲にする働き方はできません。もちろん続けたいですが。」(中学校教諭・30代)</p> <p>「私たち教育学部生も、もう日本の教育には絶望しています。まわりの大多数も民間を受けようと考えています。たださえ教員は足りないのに、目指す人もいなくなってきました。」(大学生・20代)という声がある。</p> <p>このように、教員不足の原因は深刻な働き方がいつまで経っても改善されない事、改善されたと現場の教師たちが実感してないことが挙げられる。教員不足の解決に不可欠な教員の働き方の改善こそいま求められている。足立区として、働き方が改善されたと実感できるような、一層の働き方改革を進めるべきではないか。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>1の(3)足立区として、働き方が改善されたと実感できるような、一層の働き方改革を進めるべきではないかとのご質問にお答えいたします。</p> <p>足立区では平成31年2月に教員の授業以外の業務の負担感の軽減を図り、授業の充実と子どもに向き合う時間を確保するための実効性ある方策を示した「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定し、『C4th Home & School』システムの導入などICTを活用した省力化、副校長補佐をはじめとする会計年度任用職員の配置、あだちからの日の制定によるノー残業デーの取組み等、教員の負担軽減を図って参りました。保護者対応や児童・生徒間トラブルの対応に苦慮しているとの現場の声を受け、令和6年度からはスクールロイヤー制度の導入、経験豊富なSSWを教育指導課に配して学校課題解決の支援に取り組むなど、引き続き教員の働き方改革を進めて参ります。</p> <p>(担当所管：教育指導部 教育指導課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>2、教員の働き方（命と健康・長時間労働）について (1) 教育現場で命と健康の実態は、平成30年度の過労死等防止対策白書では公務災害認定を受けた教員は、2010年から2015年までの6年間で51名（脳・心疾患28名、精神疾患23名）。2010年以降の文科省の学校教員統計調査では、全部が過労死等ではないにしても、教員の在職死亡者数が年間約400名、在職精神疾患離職者が年間約700名、同休職者約5000名と、高止まりしており、2022年度の最新調査では在職精神疾患休職者が6539名と過去最高となった。教員を増やすことも大事だが、命と健康を守って、働き続けられる職場環境にしないといけない。</p> <p>神奈川県過労死等を考える家族の会代表の工藤祥子さんは、「先生が心身ともに健康に働くことが、子どもたちにとっても、教育を受ける権利を守ること、これが全ての土台となるのではないだろうか。先生の働き方改革は、先生自身の安心安全な働き方への改善とともに、子どもたちが安心安全の中で質の高い教育を受ける権利を保障する事でもある。だからこそ社会全体で考えるべき問題。建物でもその土台は地中にあり見えにくいですが、ここがしっかりとしないと崩れてしまう。この土台をしっかりと築くことが必要であり、その為にいまできる働き方の改善を考えたい。」と述べ、活動されている。足立区としても過労死は絶対に生み出さないための取り組み、教師の働き方の改善は、安心安全な中で教育を受ける子どもたちの権利を保障する事でもある事、この姿勢に立つべきと思うがどうか。</p>
<p>回答 ④</p>	<p>2の(1)足立区としても過労死は絶対に生み出さないための取り組み、教師の働き方の改善は、安心安全な中で教育を受ける子どもたちの権利を保障する事でもある事、この姿勢に立つべきと思うがどうかとのご質問にお答えいたします。</p> <p>足立区としましても、過労死は絶対に発生させない、教員の働き方改革は、教員自身の安心安全な働き方への改善とともに、子どもたちが安心安全の中で質の高い教育を受ける権利を保障する事でもあると考えております。このような考えに基づき、例えば令和5年10月より、区職員向けの職員支援プログラム(EAP)の対象に教職員を加え、相談体制を拡充しました。引き続き教職員の働き方改革と、子どもたちの学びの保障の両立に努めて参ります。</p> <p>(担当所管：教育指導部 教育指導課)</p>

<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>(2) 教職員の長時間労働改善のための対策を講ずることとして、足立区独自で教師の加配を行う・多すぎる業務量の見直しをする・育児短時間勤務が出来るように代替教員の配置をする・経験豊かな非正規教員の正規採用を都に要望する・ハラスメントのない働きやすい職場にする・夏休みなど長期休業期間中の自宅研修を保障するなどの具体的な対策を講じるべきだと考えるがどうか。</p>
<p>回答 ⑤</p>	<p>2の(2) 教職員の長時間労働改善のための対策を講ずることとして、具体的な対策を講じるべきだと考えるがどうか。とのご質問にお答えいたします。</p> <p>足立区独自で教員を雇う考えはありませんが、引き続き東京都教育委員会に教員の確保を要望するとともに、ICT化の推進、会計年度任用職員の活用に加え、部活動改革の推進など、引き続き長時間労働改善のための具体的な策を講じて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：教育指導部 教育指導課)</p>

II 鹿浜西小学校跡地について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1 鹿浜二丁目児童遊園横、区の災害備蓄倉庫について (1) 鹿浜西小学校跡地に関して、鹿浜二丁目児童遊園の隣に設置されていた防災備蓄倉庫が今は、新しくできる民間施設の工事が始まっている関係で取り壊した。 令和5年8月3日に行われた「旧鹿浜西小学校解体工事及び跡地利用事業者説明会」において、新しく出来る民間施設は、地域貢献として2階部分は防災倉庫と一時避難所機能を果たすと説明があったが、あくまでも民間の避難所であり、区としても協定を結ぶ予定であるが、区が管轄しているのは第一次避難所である鹿浜未来小学校であるという説明があった。この新しく出来る民間施設の工事があるため、現在災害備蓄倉庫がないのはやむを得ないが、民間施設が建てられた後は、区が管理していた災害備蓄倉庫をどこに移転するのか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>鹿浜災害備蓄倉庫内に保管されていた備蓄品は他の災害備蓄倉庫へ移転済みであり、当面は、現状の6か所の拠点災害備蓄倉庫に加え、民間倉庫1か所を借用し、合計7か所の倉庫で増備蓄する食糧などに対応できる面積を確保してまいりますので、鹿浜災害備蓄倉庫の現地周辺への移転については考えておりません。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：危機管理部 災害対策課)</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>(2) 新しく出来る民間施設の防災倉庫に関しては、あくまでも鹿浜西小学校が担っていた防災機能の充足を目指すものであり、区の防災備蓄倉庫に代わるものではない。地域住民の中には区の備蓄倉庫が取り壊されても、また鹿浜地域のどこかに再設置されると思っている人もいる。鹿浜二丁目児童遊園の隣にあった区の災害備蓄倉庫が無くなる認識はない。区から地域住民への丁寧な説明などを求めるがどうか。</p>
<p>回答 ②</p>	<p>今回の取り壊しにあたっては、令和6年2月6日に鹿浜西小学校用地活用の件で、鹿浜東町会、鹿浜古内町会、鹿浜栳屋町会、鹿浜島町会、皿沼町会、鹿浜団地自治会の会長一同にお集まりいただき、副区長及び管理職3名から説明いたしました。</p> <p>また、解体工事の影響がある家屋が11軒確認できたため、個別訪問による説明を行いました。そのうち、お会いできた方が6軒、お会いできずに資料投函となった方が5軒ございました。特にご意見等はございませんでしたが、今後も地域の方からご要望をいただければ、その都度丁寧に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：危機管理部 災害対策課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>(3) 鹿浜西小学校と北鹿浜小学校が統廃合され、新しくできた鹿浜未来小学校がこの地域の第一次避難所となるが、鹿浜西小学校と北鹿浜小学校が第一次避難所として2つ機能していた施設を鹿浜未来小学校1つに減らされ、さらに、区の防災備蓄倉庫があったために地元住民にとって、災害時の安心になっていたものが今はない。地元住民にとって災害時に活用できる防災備蓄倉庫を鹿浜二丁目に再整備するべきではないか。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>鹿浜にあった拠点災害備蓄倉庫は、区民へ直接配布するための物品の備蓄場所ではなく、避難所生活が長期化した場合に不足する物資を備蓄し、当該倉庫から各避難所へ配送する役割を担っております。鹿浜災害備蓄倉庫にあった備蓄品が別の場所へ移動したとしても、周辺へ問題が発生することはないため、解体による地元住民への影響がないことから、再整備する考えはありません。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：危機管理部 災害対策課)</p>

<p>質問の要旨 ④⑤</p>	<p>2、鹿浜西小学校跡地の桜の木について</p> <p>(1) 鹿浜西小学校にあった桜の木は地域住民に親しまれていた。この桜の木は、残す方向だと区からも説明があった。その原因は、受注事業者と区の違いによる伐採というのは重大な問題である。公園樹木維持管理指針（案）の中に、「区の木であるサクラなど、年月を経て地域とともに育まれてきた愛着のある樹木は、地域資源・観光資源としての賑わいの創出、まちのシンボルとしての役割が期待できます。」と記述がある。鹿浜西小学校跡地だったということも鑑みても、まちのシンボルとして役割を果たしてきたサクラの木を伐採・撤去されてしまったことは痛恨の極みである。今後そのようなことがないように対策をすると共に、少なくとも残す予定分のサクラは植樹すべきではないか。</p> <p>(2) 北側にあったサクラの木は伐採し、南側のサクラの木はいま移植するために、別の場所に保管している。すでに伐採し、処分してしまったサクラの木を元通りにすることは出来ないが、いま別の場所で保管しているサクラの木は、今後完成する跡地利用の場所に移植することを要望するがどうか。</p>
<p>回答 ④⑤</p>	<p>残すべきサクラの木を伐採してしまったことに対する今後の対策、及び残す予定分のサクラを植樹すべきことのご質問にお答えいたします。</p> <p>鹿浜西小学校の解体工事に伴い、本来残す予定であった地域に愛着あるサクラの木を伐採してしまったことにつきましては、地域の皆様には心よりお詫び申し上げます。</p> <p>今回、残すべきサクラの木3本のうち1本を伐採してしまった原因ですが、区は受注事業者の現場代理人への指示（存置樹木と伐根樹木の明示）は行っておりましたが、伐採現場において存置樹木であることを示す目印が外れてしまい、現場作業員がそれに気づかず、存置すべきサクラの木を伐採してしまうという事態に至りました。</p> <p>今後の樹木伐採にあたりましては、区の総括監督員と受注事業者の現場代理人及び現場作業員で綿密な打ち合わせを行い、存置すべき樹木に明確なマーキングをするなど、再発防止に向けた対策を講じてまいります。</p> <p>また、残す予定分のサクラの木を新たに植樹するかにつきましては、跡地活用の運営事業者と今後協議してまいります。</p> <p>なお、南側のサクラの木につきましては、現在、元の場所の近くに移植を完了しております。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：施設営繕部 西部地区建設課)</p>